

(財)日本ラグビーフットボール協会
「新スタートコーチ資格認定講習会」
実施要項

1. 目的

初めて公的なラグビーフットボール指導者資格の取得を志向する者に対し、指導者として活動するにあたり最低必要な知識及び技能を習得させることを目的とする。講習を修了した者には(財)日本ラグビーフットボール協会「新スタートコーチ」資格を付与する。

2. 資格の名称

(財)日本ラグビーフットボール協会「新スタートコーチ」

3. 主催

(財)日本ラグビーフットボール協会

4. 主管

都道府県ラグビーフットボール協会

5. 受講者

(1) 受講資格

満 18 歳以上で、下記の事項に該当する者。但し 20 歳に満たない者が講習を終了した場合、資格の付与は満 20 歳になってからとなる。

- ① (財)日本ラグビーフットボール協会に登録するチームまたは都道府県ラグビーフットボール協会に所属する者で、都道府県ラグビーフットボール協会が認めた者。
- ② 幼稚園、学校等の教員並びに社会教育団体等に所属する者で、ラグビーの普及振興に寄与できる者。
- ③ 都道府県ラグビーフットボール協会が特に認めた者。

(2) 受講者数

原則として 10 名以上、30 名を目安とする。

6. トレーナー及び助手等

- (1) トレーナー（講習会を担当する講師、以下「トレーナー」という）は、(財)日本ラグビーフットボール協会と三地域ラグビーフットボール協会コーチ委員会が協議の上、決定し派遣する。新スタートコーチ養成講習会トレーナー資格を有する者が務める。
- (2) 主管都道府県ラグビーフットボール協会は、助手を 2 名以内つけることができる。助手は、(財)日本ラグビーフットボール協会コーチ資格保有者とする。

- (3) 実技指導法では、主管都道府県ラグビーフットボール協会または講習会を要請する団体がプレーヤーを確保し、展開することを原則とする。

7. 講習内容

- (1) JRFU コーチ資格制度
- (2) IRB ラグビー憲章
- (3) JRFU コーチングの指針
- (4) ラグビーにおける安全対策
- (5) 実技指導法 1 (指導計画の作成)
- (6) 実技指導法 2 (実技指導実習)

8. 検定・試験

特に行わない。

9. 費用

- (1) 受講者 1 名に対して 3000 円の受講料を徴収する。
- (2) 講習会に関わる各種費用の負担に関しては別途規定を定める。

10. 主管都道府県ラグビーフットボール協会が準備すべきもの

- (1) 会場
 - ①講義：机・椅子、黒板、ビデオ再生器材がある屋内施設
※パワーポイントが使える環境が望ましい。
 - ②実技指導実習：グラウンド（芝生が望ましい）あるいは体育館
- (2) ラグビーボール（指導対象を考慮したサイズ） 可能であれば人数分
- (3) グラウンドマーカーあるいはコーン 30～40 個
- (4) ビブスあるいはベスト人数分
- (5) その他：トレーナーとの調整による器材等

11. 受講者が用意すべきもの

- (1) 筆記用具
- (2) ラグビーのできる服装
- (3) 体育館用シューズ（体育館で実施する場合）
- (4) ホイッスル
- (5) 各自の昼食

12. トレーナーが用意すべきもの

- (1) 講習会の運営セット（トレーナー用CD、その他資料）
- (2) 受講者への配布資料（日本協会事務局より受領）
「JRFU コーチングの指針」及び「新スタートコーチ資格認定講習会資料」
- (3) 受講生及び助手用領収書
- (4) その他主催者との調整による器材

13. 保険

受講者は各自で傷害保険へ加入しておくことが望まれる。費用は自己負担とする。

14. 講習会開催申請から終了までの手続き（参照：講習会手続き図）

- (1) 都道府県ラグビーフットボール協会は、申請用紙（別紙1：開催申請書）に必要事項を記入し、三地域ラグビーフットボール協会コーチ委員会に講習会開催を申請する。
- (2) 三地域ラグビーフットボール協会コーチ委員会は開催申請を審査し、妥当と判断すれば、講習会開催予定日の4週間前までに(財)日本ラグビーフットボール協会競技力向上委員会コーチ部門担当（日本協会事務局 jrfucoach@rugby-japan.or.jp）に開催を申し出る。
- (3) 三地域ラグビーフットボール協会コーチ委員会は、(財)日本ラグビーフットボール協会競技力向上委員会コーチ養成部門と協議の上、派遣するトレーナーを決定する。三地域ラグビーフットボール協会コーチ委員会は、決定した派遣トレーナーを主管都道府県ラグビーフットボール協会へ通知する。
- (4) 主管都道府県ラグビーフットボール協会は、(財)日本ラグビーフットボール協会事務局及び派遣トレーナーと緊密に連携し準備を進める。
- (5) 派遣トレーナーは、講習会終了後10日以内に報告書、認定者名簿、収支決算書、謝金・交通費請求書、各種領収書を日本ラグビーフットボール協会事務局競技力向上委員会コーチ部門担当（日本協会事務局 jrfucoach@rugby-japan.or.jp）へ提出する。

H17.3.30 改正

H17.7.5 改正

H19.4.28 改正

H21.2.8 改正

講習会手続き図

